



平成18年5月26日

各位

会社名 あすか製薬株式会社
代表者名 取締役社長 山口 隆
(コード番号 4514 東証第一部)
問合せ先 法務広報部長 小松 哲
(TEL. 03-5484-8366)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、平成18年5月16日に発表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、下記のとおり一部訂正をいたしますので、お知らせいたします。

記

(網掛け部分は訂正箇所を示します。)

<訂正前>

1. 定款変更の目的

(2) 当社は、経営環境に的確かつ迅速に対応するため、平成13年6月より取締役会の機能の強化を図るとともに、執行役員制度を導入しておりますが、この制度が定着し、少数の取締役により取締役会を構成して意思決定を行っている実態に即し、現行定款18条(取締役の数)に定める取締役の員数を15名以内から10名以内に減員するとともに、所要の変更を行うものであります。

<訂正後>

1. 定款変更の目的

(2) 当社は、経営環境に的確かつ迅速に対応するため、平成13年6月より取締役会の機能の強化を図るとともに、執行役員制度を導入しておりますが、この制度が定着し、少数の取締役により取締役会を構成して意思決定を行っている実態に即し、現行定款第18条(取締役の数)に定める取締役の員数を15名以内から10名以内に減員するとともに、所要の変更を行うものであります。

<訂正前>

現 行	改 訂(案)
(議決権の代理行使) 第17条 株主は他の議決権ある株主に委任してその議決権を行使することができる。 (新 設)	(議決権の代理行使) 第20条 株主は、 <u>当会社の議決権ある株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。</u> 2 <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u>

<訂正後>

現 行	改 訂(案)
(議決権の代理行使) 第17条 株主は他の議決権ある株主に委任してその議決権を行使することができる。 (新 設)	(議決権の代理行使) 第20条 株主は、 <u>当会社の議決権ある他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。</u> 2 <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u>

<訂正前>

現 行	改 訂(案)
(監査役の選任方法) 第27条 当社の監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	(選任方法) 第31条 当社の監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

<訂正後>

現 行	改 訂(案)
(監査役の選任方法) 第27条 当社の監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

以 上